



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社システムリサーチ
 代 表 者 名 代表取締役社長 布 目 秀 樹
 (コード番号：3771 東証第一部)
 問 合 せ 先 執行役員広報室 鳥 居 文 孝
 ゼネラルマネージャー
 電 話 番 号 052-413-6820(代表)

(訂正) 「定款の一部変更、監査役の辞任ならびに取締役、監査役および
 補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 5 月 10 日に開示しました「定款の一部変更、監査役の辞任ならびに取締役、監査役および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正箇所】 (訂正箇所は網掛けで表示しており、訂正のない箇所は省略しております。)

(訂正前)

現行定款	変更案
(選任方法) 第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)	(選任方法) 第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の次期定時株主総会終結の時までとする。</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(選任方法) 第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)	(選任方法および補欠監査役の選任の効力) 第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の次期定時株主総会開始の時までとする。</u>

以上